

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

プラットフォーム時代の「コミュニケーションする権利」：カナダ放送法改正の動きをきっかけに

メタデータ	言語: ja 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2023-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 魚住, 真司 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/8097

プラットフォーム時代の「コミュニケーションする権利」 —— カナダ放送法改正の動きをきっかけに ——

外国語学部教授 魚住真司

I. はじめに

II. コミュニケートする権利

III. メディアリテラシー教育とコミュニティ・チャンネル

III-1. カナダのメディアリテラシー教育

III-2. カナダのコミュニティ・チャンネル

IV. カナダ産コンテンツ要件と放送法改正案

IV-1. カナダ産コンテンツ要件

IV-2. 放送法・改正法案C-11

V. プラットフォーム時代のコミュニケーションする権利にむけて

関連・時系列表

参考文献・資料

I. はじめに

カナダ議会は今、30年ぶりとなる放送法の大改正を審議中である（2022年末現在）。NetflixやAmazon PrimeにYouTubeなど、いわゆる「プラットフォーム」と呼ばれるインターネットを介した動画配信ビジネスがカナダのメディア市場を席捲し、カナダの文化主権（cultural sovereignty）や報道機関の存続にまで影響を及ぼすようになったからである。これまでカナダは自国の放送メディアに対し、カナダ国内での番組制作やその放送を義務付け、文化主権の維持に一定の成果をあげてきた。しかし、新興のインターネット動画配信には、これまでそのような義務が課せられてこなかった。そこでカナダは旧来の放送法を大きく見直し、プラットフォームに対してもカナダ産コンテンツの制作・配信、もしくは文化主権体制への金銭的貢献を義務付けようとしている。

現在、プラットフォームに対しては、カナダ以外の主要国でも厳しい目が注がれている。例えば欧州連合（EU）やオーストラリアは、新聞等の既存メディアが報じたニュースをプラットフォームが使用する際には、適正な「ニュース使用料」を既存メディア側と交渉して支払うよう求めることにした。日本でも公正取引委員会が、プラットフォームによるニュース使用料の算定基準が明確でないことを問題視している。

これらの動きの背後には、プラットフォームの隆盛とは対照的に既存メディアの地盤沈下が自助努力だけでは止めることができそうもない状況がある。事実にもとづく情報の発信に努力してきた既存メディアが失われ、人々の情報源がプラットフォームやSNSに限られつつある。娯楽ならまだしも、フェイクニュースやヘイトスピーチが言論空間を支配するような事態にでもなれば、人々のコミュニケーションは歪曲され、社会は分断し、ひいては民主主義の存亡にも関わりかねない。

本稿では、カナダにおける放送法改正の動きについて、その経緯と主要な論点をまとめ、プラットフォーム時代のメディアのあり方について問題提起する。それに際し、過去に国際社会でも議論されたことのある「コミュニケーションする権利」の再評価を試みたい。

II. コミュニケートする権利

第二次大戦後、独立を果たした旧植民地において「情報主権」の概念が叫ばれ始めた。ジャーナリストの立場から主要国のメディアを概観してきた橋本晃によると、アフリカの新興諸国は「自国の発展のためにコミュニケーション、メディア、情報を自らコントロールして存分に活用する固有の権利があるにもかかわらず、現実には北米、西欧の先進国に情報を収集、編集、加工、発信するための資源と回路が寡占され、途上国はその情報の分野での主権を侵害されている」と主張するようになった¹⁾。

そうした主張は1970年代、特に国連機関のユネスコにおいて強力なものとなる。途上国は、欧米が標榜する「情報の自由な流れ」よりも、むしろ「情報のバランスのとれた流れ」を求めるようになっていった。途上国の

不満は、つまり英国のロイター通信や米国のAP通信といった先進国のメディアが、たとえばアフリカについて報道する場合は内戦や飢餓など負の側面を多量に報じるので、結果として途上国の印象を悪くし、その発展を阻害しているというのである。

このような問題提起に対し、ユネスコは1978年に英国のショーン・マクブライドを委員長とする「コミュニケーション問題国際委員会 (International Commission for the Study of Communication Problems)」 (=マクブライド委員会) を立ち上げ、情報格差について研究を開始した。委員会はやがて「新・世界情報コミュニケーション秩序 (New World Information and Communication Order = NWICO)」と呼ばれる考え方を提唱し、1980年にはユネスコ総会に報告書『多くの声、一つの世界 (Many Voices, One World)』を上程する。これを受けてユネスコは、情報の不均衡と不平等の解消を目指す決議を採択するに至った。マクブライド委員会の報告書は、市民的・政治的権利を「第一世代の人権」、経済的・社会的権利を「第二世代の人権」と位置づけ、それらに加えて新たに「第三世代の人権」の可能性を示唆し、その一つに「コミュニケーションする人権」を謳っている。

しかしながら、そのユネスコ決議はほとんど実行力を伴わなかった。なぜなら、西側諸国のメディアに向けられたアフリカ諸国からの不満や、市場原理を前提とする「言論の自由」に対する途上国からの批判は、東西冷戦下の国連機関という舞台において、東側陣営にとっては好都合であった。東側諸国は途上国側の主張を支持し、自由主義の弱点を攻撃したのである。

西側陣営の眼には、NWICOが政治的色彩を帯びたものに見えた。「情報のバランス」をとるということは、「情報をコントロール」することではないかと西側諸国は反発し、NWICOは論争的になった。その論争は、1984～85年にかけての米・英両国のユネスコ脱退にまで至る。

このようにNWICOは挫折したが、その一方でマクブライド委員会が報告書で指摘した「コミュニケーションする権利」は、時代状況やメディア環境

を見据えながら引き継がれていった。カナダのメディアに詳しい鈴木みどりによると、たとえばケーブルTVなど多種多様なメディアが普及した1990年代の「メディア社会」においては、研究者だけでなくNGOや一般市民も「コミュニケーションする権利」をめぐる議論を活発化させたという²⁾。「市民メディア」や「オルタナティブ・メディア (alternate media)」などといった言葉の派生はその証左であろう。

メディア社会はやがて、インターネットの登場により「デジタル・デバイド (格差・分断)」問題と対峙することになる。その「デバイド」とは、インターネット黎明期はネットへのアクセス可否という、いわば経済的な格差問題を意味した。しかし今やインターネットは、アクセス可能な人々の間でひろまる社会的分断の方がむしろ深刻化している。ネットがもたらす、いわゆる「エコーチェンバー」と呼ばれる効果によって、人々は自分の考えに共鳴する声だけを拾い集めるようになり、ひいては自らの主義主張こそが「主流」と思いこむ傾向にある³⁾。

当初、インターネットは一般市民が主役のメディアになるとの希望的観測があった。しかしその後の急速な商業化は、市民社会に脅威をもたらしつつある。プラットフォーム・ビジネスはアルゴリズムを駆使して、人々をビジネスにかなった「フィルターバブル (フィルターを通過した情報だけに包まれた環境)」へと囲い込みつつある。また、既存メディアのジャーナリストたちが地道な取材で得た情報は、プラットフォーム上で流用されるか買い叩かれ、既存メディアを介することなくスマホの画面上で消費されている。その結果、経営基盤の脆弱な地域密着型のメディアは次々と姿を消すこととなり、日々の判断材料となるべき地域の情報が枯渇する事態を招きつつある。

40年前、「情報の自由な流れ」に憤っていたのは欧米の植民地を脱した新興アフリカ諸国であった。しかしここにきてその「自由」は、欧米の成熟した市民社会を崩壊させつつあるのではないか。事態がより一層深刻さを増す前に、新たな視点から「コミュニケーションする権利」を議論しておく必要があるように思われる。

III. メディアリテラシー教育とコミュニティ・チャンネル

当初、情報の南北格差の解消を目指して醸成された「コミュニケーションする権利」であったが、西側諸国においても「情報のバランス」を目指した経験が皆無だったわけではない。2つの事例を挙げるならば、1つはメディアリテラシー教育であり、もう1つはコミュニティ・チャンネルである。これらはいずれも、質・量ともに圧倒的なメディアに対抗する手段として実践されてきた歴史がある。

III-1. カナダのメディアリテラシー教育

米国では1955年に商業テレビ局数が400に達し、この頃すでに6割を上回る世帯がテレビ受像機を所有していた。1961年には、米国の放送メディアを所管する連邦通信委員会（Federal Communications Commission）の委員長であったニュートン・ミノアが、「テレビは一面の荒野（vast wasteland）」と断じるコメントを発表し、放送番組の娯楽偏重に警鐘を鳴らした。これは1950年代後半、テレビをはじめとするメディアが米国で一大娯楽産業化したことをうかがわせる有名なエピソードである。

その頃、メディアの規範理論で注目を集めていたイリノイ大学コミュニケーション研究所のウィルバー・シュラムは、そのようなメディア状況を分析し、市民に対して「クリティカルなオーディエンス（メディアを批判的に受け止める聴衆）」になることを提言した。日本におけるメディアリテラシー研究の端緒を開いた鈴木みどりによると、シュラムの先見性はその後のメディアリテラシー活動の展開につながったという⁴⁾。

ところで、米国のテレビ放送が隆盛を極めた1950年代後半から60年代にかけて、米国と国境を接するカナダでは何が起きていたか。米国との国境沿いに住むカナダの人々が、国境を越えて「漏れ出る（spill over）」米国のテレビ放送を視聴していたのである⁵⁾。米国産のテレビ番組は、映画の都ハリウッドに集積する映画会社がテレビ部門を創設して制作していることが多く、人々を魅了する娯楽コンテンツ制作のノウハウに長けていた。

1960年代から70年代にかけて、今度は米国のテレビ放送を含む、多チャ

ンネルを提供するケーブルテレビが急速に普及し始めた。米国産の番組やコマーシャルを目にする機会が、国境沿いに限らずカナダ全土で拡大した。それはカナダの子供たちにとって、米国の商業主義的価値観に接する機会の増大をも意味した。そのような状況を前にして、カナダの教育関係者や親世代が、自国文化の発展維持に危機感を持ったのは自然なことであっただろう。

当時、学校教育においてメディアを扱っていたのは英国であった。レン・マスターマンをはじめとするメディア教育学者たちが英国におけるメディア教育を確立させつつあり、特にオンタリオ州の教職員らがその理論に学ぼうとした。オンタリオの教員たちは「メディアリテラシー（メディアを読み解く能力）」について研究や討論を重ね、これを学校教育に導入しようとする運動を展開する。1978年には、メディア教育者バリー・ダンカンらが中心となってメディアリテラシー協会（Association for Media Literacy = AML）を設立し、カナダ政府に対してメディアリテラシー教育の導入を働きかけた。これらの動きは1987年に、オンタリオ州の公教育におけるメディアリテラシーのカリキュラム化として結実する。

カナダと英国のメディアリテラシー教育を詳細に研究した上杉嘉見によると、「当初アメリカに対する一種の文化的防衛要求を追い風に誕生したオンタリオのメディアリテラシー教育は、その発展過程において社会批判的な色彩を濃くしていった」⁶⁾のだという。その後、カナダ政治における保守政権の影響により、メディアリテラシー教育は社会批判的な内容が薄まるなど当初の勢いを失ったが、その一方で21世紀に入ってもなお、オンタリオでは「メディアによって作られた自己像への批判的な検討にも積極的に取り組んでいる」⁷⁾という。このような、カナダにおけるメディアリテラシー教育の社会批判的伝統が、プラットフォーム時代にどのように引き継がれ、いかなる教育を展開するのかが注目される。

III-2. カナダのコミュニティ・チャンネル

カナダのコミュニティ・チャンネルが制度的な後ろ盾を得るのは1970

年代に入ってからのものである。それまでにも社会実験や、ケーブルTV加入者に対する任意のサービスとして、地域住民が制作した番組を特定のケーブル・チャンネルを使って放映する事例はあった。社会実験の中でも有名なのが、カナダ国立映画庁（National Film Board of Canada）が1968年に始めた「変革への挑戦（Challenge for Change）」と呼ばれる、貧困への理解と撲滅を目指した映像プロジェクトである。そこで映画製作者のジョージ・ストーニーは、そのころ小型化を果たしたビデオカメラを導入して、地域住民の対話をケーブルTVを介して実験してみせた。双方向の、画像付き電気コミュニケーションである。その後、ストーニーは米国の教育機関でもこれを実践し続け、その教え子たちは全米で「パブリック・アクセス・チャンネル（Public Access Channel）」を制度化してゆく⁸⁾。

ちなみに「アクセス・チャンネル」という表現は、カナダのコミュニティ・チャンネルを表現する際にも「コミュニティ・アクセス・チャンネル」といったように使用される場合がある。「アクセス」という言葉には、放送メディアによる一方的なコミュニケーションの形態に対し、それまで情報の「受け手」の役割に甘んじてきた人々が対抗的にチャンネルを利用するという意味合いがある。つまり、「コミュニケーションする権利」を強調したい場合には「アクセス・チャンネル」といった表現の方が適切かもしれない。

本稿末の「関連・時系列表」にも示したように、カナダの放送行政当局がケーブルTVを初めて放送政策（Broadcasting Policy）の範疇として捉えたのは1969年のことであった。カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会（Canadian Radio-Television Commission⁹⁾ = CRTC）はその政策文書の中で、ケーブルTVが空きチャンネルを利用して実施しているコミュニティ・チャンネルの存在を肯定的に記述している¹⁰⁾。その6年後、CRTCはそれまで実施してきた様々な政策をまとめて、最初の公式なケーブルTV規制を公表した¹¹⁾。CRTCはコミュニティ・チャンネルを「ケーブルTV業者にとって主たる社会的貢献の手段」と位置づけ、コミュニティ・チャンネルの設置を全てのケーブルTVに義務付けた。また、CRTCはケーブル

TV事業者に対し、収入の10%以上をコミュニティ番組制作の機材購入や施設維持のために確保するよう、義務化まではしなかったが「推奨 (guideline)」したのだった。

制度的基盤を背景に、カナダのコミュニティ・チャンネルは1970年代後半から80年代に隆盛を極める。CRTCが1978年に実施した調査によると、全国で274チャンネルが運営されていることが判明し、これは1972年時点での実践例 (100チャンネル程度) を2倍超上回る数字であった。ブリティッシュコロンビア州ナナイモ市でコミュニティ・チャンネルの運営に携わり、コミュニティ・チャンネルについての研究実績もあるキム・ゴールドバーグによると、1990年の研究当時、カナダのコミュニティ・チャンネル数は300に迫り、それらが週に7,000時間近くの番組を数百の地域社会に送り出していたという¹²⁾。

その一方で、コミュニティ・チャンネルの凋落は、早くも1970年代後半にその兆候を認めることができる。同じくゴールドバーグによると、1972年当初は75%のコミュニティ番組が地域住民の手によって制作されていたが、1978年になるとそれが44%にまで落ち込んだ¹³⁾。80年代のコミュニティ番組の大半は、ケーブルTV業者の職員 (= 番組制作のプロ) が制作主体となり、地域住民は番組制作の補助的な役割を担うに過ぎない存在になっていたのである。そのようなプロの手による番組制作は、表面的には番組の出来栄を良くしてくれた。ややもすると、素人が撮影したホームビデオが溢れている印象のコミュニティ・チャンネルを、見栄えの良いチャンネルに変質させてくれたのである。しかしそれは、肝心の地域住民の主体性を奪うことにつながり、ひいてはコミュニティ・チャンネルの用途をケーブルTV業者の恣意的な判断に委ねる結果となった。

その傾向は、1997年にCRTCが「放送配信事業についての新しい規制フレームワーク (New Regulatory Framework for Broadcasting Distribution Undertakings)」を策定した際に決定的となる。CRTCは、衛星放送など多様な放送配信事業の出現に鑑み、規制緩和の目的でコミュニティ・チャンネル設置を必須要件から期待条項に変更したのである。

その後、カナダのケーブルTV事業は買収統合を経て、全国展開する5社のケーブルTV会社に収れんされていった。コミュニティ・チャンネルの数は徐々に減少し、全カナダで80チャンネルに満たないのが現状である¹⁴⁾。90年代までは、まがりなりにも地域情報の発信を担ってきたカナダのコミュニティ・チャンネルであるが、今ではその大半の放映時間をケーブルTV会社の番組宣伝で埋めたり、ビンゴゲームの中継でお茶を濁している。かつてのような地域住民が主体のコミュニティ・チャンネルは、ほんの数例しか残存していない。

IV. カナダ産コンテンツ要件と放送法改正案

カナダの放送法は、カナダ国内で制作された番組が一定の割合で放送されるよう、ラジオやテレビ局に求めてきた。なぜならカナダは、映画やテレビ番組などのコンテンツ制作が盛んな米国と地理的に隣接しており、言語的にも障壁が無いからである。カナダのコンテンツ産業は、「情報の自由な流れ」に任せていると、米国産のコンテンツに圧倒されてしまう。これまで放送法の規制対象は、ラジオやテレビなどの放送メディア、ならびにその補完的な役割を担ってきたケーブルテレビであった。インターネットのストリーミング技術は新たな課題をカナダに突きつけたのである。

IV-1. カナダ産コンテンツ要件

米国産の強力なコンテンツにどう対抗するのか。カナダは古くからこの問題に取り組んできた。1958年、公共放送事業者であるカナダ放送協会（Canadian Broadcasting Corporation = CBC）から放送規制権限を引き継いで誕生した放送管理委員会（Board of Broadcast Governors = BBG）は、「カナダの放送はカナダ的な内容・性格であるべき」との基本原則を打ち立てる。この原則にもとづきBBGは、1961年にテレビ放送時間の45%がカナダ的な内容・性格となるよう、最初のカナダ産コンテンツ要件（Canadian Content Requirement = CanCon）を実施した。

1968年の法改正ではBBGが廃止され、カナダ産コンテンツ要件は「カナ

ダ・ラジオテレビ委員会 (Canadian Radio-Television Commission = CRTC)」に引き継がれた。CRTCは、国内制作番組の強化ならびにコミュニティ・チャンネルを利用した地域住民による自主番組制作を奨励した。現行法である1991年放送法の下、カナダ産コンテンツ要件は「国内制作番組」を「制作コストの75%以上がカナダ人に支払われている番組」と定め、番組編成における国内制作番組の放送比率を50%以上（ただし午後6時から11時に放送されるテレビ番組）と規定している¹⁵⁾。

また、ケーブルTVを含むカナダの放送事業者は、国内での番組制作を支援する「カナダ・メディア基金 (Canada Media Fund=CMF)」と呼ばれる財団に対し、収入の5%を拠出することとなった。CMFは、2010年にカナダ政府の主導で設立された財団であり、テレビ番組などカナダ国内のリソースを使ったメディア作品の制作を助成する。ちなみにコミュニティ・チャンネルを廃止したいケーブルTV事業者は、CMFへの拠出額を増やす代替措置が認められている。それは結果的にカナダ産コンテンツに貢献することにつながるからである。

IV-2. 放送法・改正法案C-11

いま、テレビ受像機のモニター画面に映し出される番組は、電波を介したテレビ放送によるものとは限らない。むしろ、インターネットを介した動画配信によるものが主流となりつつある。パソコンやスマートフォンの画面で再生される動画は、早くからYouTubeなどのプラットフォームが主流であったが、現状のテレビ受像機においてははまだテレビ放送がネットの動画配信と共存している。

プラットフォームをはじめとするネット系動画配信は、依拠する技術がテレビ放送と違っていて、動画配信がテレビ放送のチャンネルのように特定の周波数帯域を独占することはない。電波は公共財であり、これを一部の周波数帯域であっても独占的に使用する場合、免許制度をもって規制されるのは世界共通である。放送メディアの公共性が、他のメディアに比べて高いのはこのためである。

対照的にインターネットが依拠するデジタル技術は、情報をパケット（小包）化することにより、特定の周波数帯域を独占せずに複数の伝送路を経由させて送り届けることが可能である。このことから、プラットフォームの動画配信に対して放送法を適用するような事例は存在しない。

カナダはこれと異なる理由から、プラットフォームに放送法を適用しようとしている。すなわち、プラットフォームはこれまでカナダ文化の維持発展に何ら貢献せずとも、カナダ国内での事業が許されてきた。しかしプラットフォームの存在感はますます増大する一方で、それとともに既存の放送メディアの収益は圧迫され、カナダの文化主権が脅かされる事態となっている。そこでカナダは、プラットフォームを放送の一形態として捉え直し、カナダ産コンテンツ要件の対象にしようとしているのである。

2022年2月、カナダ議会の下院に提出された「放送法・改正法案C-11（Online Streaming Act）」は、プラットフォームを「放送法の対象となる別種の放送事業（online undertakings as a distinct class of broadcasting undertaking subject to the Act）」と定義し、既存の放送メディアと等しくカナダ産コンテンツに貢献するよう求めている。法案賛成派は、プラットフォームが放送法の適用を受けることになれば、たとえプラットフォーム自らがカナダ産コンテンツを制作しなくても、その代替措置として多額の資金がプラットフォーム事業者からカナダ・メディア基金（CMF）へと拠出されることになり、結果としてカナダ産コンテンツの発信が強化されると主張した。

これに対し反対派は、本来なら既存の放送メディアを監督する役目しか負っていなかったはずのCRTCに、法案C-11は過大なる権限を付与することにつながるのではないかと懸念した。さらに反対派は、個人が発信するコンテンツ（=user-generated content on social media）にまで規制がおよぶと「言論の自由」が侵害されるのではないかと、といった問題点を指摘した。

2022年6月、法案C-11は下院を通過した。上院に回付されたC-11は、運輸通信常任委員会（Standing Senate Committee on Transport and

Communications) に付託された。そこでは多数の関係者による意見陳述が行われ、種々の修正が加えられた。たとえば、カナダ産コンテンツ要件をプラットフォームに適用させるにあたり、個人がSNS等で発信する内容についてはこれを除外すると修正した。法案反対派が懸念する「言論の自由」への配慮である。これによりC-11は2022年10月、賛成票49、反対票19で常任委員会を通過した。

ちなみにC-11は、コミュニティ・チャンネルの扱いについても改正を行おうとしている。これは、カナダ・コミュニティTV局・利用者協会 (Canadian Association of Community Television Users & Stations = CACTUS) などの市民団体が、これまで政府に働きかけてきた成果である。1991年の放送法改正で曖昧になっていたコミュニティ・チャンネルの法的位置付けを、明瞭な文言に書き換えその役割を強調している。具体的には、コミュニティ・チャンネルを「カナダの放送制度を構成する一分野とし、地域住民が番組制作に参加することが含まれる」と定義し直している。さらにコミュニティ・チャンネルで制作・放映されるのは「カナダのコミュニティや特定地域・先住民や多文化性を反映、あるいは少数言語による番組」「地域住民の参加を通して、民主主義を強化し情報不足に対抗するのに助けとなる番組」などと定めている¹⁶⁾。

いずれにせよ、常任委員会を通過した法案C-11は、この後上院本会議に提出され「第三読会」と呼ばれる上院での最終審議を迎える。上院本会議を通過すれば、あとは下院に返付されて、上院修正に下院が同意する・同意しない、あるいはこれをさらに修正するかが決議されるのである。

V. プラットフォーム時代のコミュニケーションする権利にむけて

数年前に米国で指摘された「ニュースの砂漠化 (News Desert)」は、現在カナダでも進行している。トロント・メトロポリタン大学のエイプリル・リンドグレンらの調査によると、2008年から2022年12月の間に、地方紙をはじめとする469の「地域ニュース発信元 (local news outlets)」が消滅したという¹⁷⁾。地域の抱える問題を共有し、話し合いの場を提供してき

た公共圏が、急速にやせ細っている状況がうかがえる。コロナ禍の影響もあるが、プラットフォームの隆盛が地域メディアの経営を圧迫していると考えられている。

そのような状況下、地域情報の発信を維持しようとする試みが、2018年にカナダ政府の支援で始まった。「ローカル・ジャーナリズム構想（Local Journalism Initiative = LJI）」と呼ばれるプロジェクトに、民族遺産省は5年間で計5,000万カナダドルの予算を計上するという。これにより、地域情報の担い手が不在となったコミュニティにジャーナリストを派遣し、その地域に市民ジャーナリズム（civic journalism）を根付かせようとしている¹⁸⁾。

カナダの放送法改正がこのまま実現するかはともかく、これまでの議論を通して見えてきたことは、ネット時代に「メディアの公共性」をどう確保するのかということであろう。そして、プラットフォームやSNSから情報を受け取る人々が、どのようなことに注意を払わなければならないか、新しい「メディアリテラシー教育」が期待されている。

圧倒的な経営効率を誇るプラットフォーム・ビジネスを野放しにしておいて、メディアの公共的な機能が自主自立的に維持されるとはもはや考えにくい。何らかの措置を講じてバランスをとる必要があるだろう。あわせてコミュニケーションする権利を、プラットフォーム時代にあわせて更新していく作業が必要である。

-
- 1) 橋本晃『国際紛争のメディア学』（青弓社、2006年）p.53.
 - 2) 鈴木みどり「メディア社会の倫理」『21世紀の倫理』（八千代出版、2004年）p.152.
 - 3) たとえば、板垣聡旨「SNSで自分の意見は多数派と思う人が陥る怖い罠」『東洋経済オンライン』（2022年6月3日）(<https://toyokeizai.net/articles/-/593828>、最終閲覧日2023年1月11日)。
 - 4) 鈴木、前掲書p.150.

- 5) カナダの6割の人々が米国のテレビ放送を受信できる距離に居住していたとの指摘もある。
R. Armstrong, *Broadcasting Policy in Canada* (Toronto: University of Toronto Press, 2010), 32.
- 6) 上杉嘉見『カナダのメディア・リテラシー教育』(明石書店、2008年) p.115.
- 7) 上杉、前掲書 p.120.
- 8) 拙稿「北米コミュニティテレビの法政策史—地域社会の再生をめざした試みの記録—」、松浦さと子・川島隆共編『コミュニティメディアの未来—新しい声を伝える経路—』(晃洋書房、2010年) 所収 pp.156-167.
- 9) 1976年に Canadian Radio-television and Telecommunications Commission に改名。
- 10) N.E. Feldman, *Cable Television: Opportunities and Problems in Local Program Origination* (Santa Monica: Rand, 1970), 3.
- 11) CRTC, Public Announcement, “Regulations Respecting Broadcasting Receiving Undertakings (Cable Television),” and “Cable Television Regulations” Statutory Orders and Regulations 75-665, *Canada Gazette*, Part 2 (November 26, 1975): 3103-3111.
- 12) K. Goldberg, *The Barefoot Channel* (Vancouver: New Star Books), 28.
- 13) Ibid., 18.
- 14) CUTV, FedeTCA & CACTUS, *Rebuild Community Media*.
<https://www.rebuildcommunitymedia.ca> (accessed Jan. 14, 2023).
- 15) NHK放送文化研究所編『NHKデータブック 世界の放送 2022』(NHK出版、2022年) pp.237-238.
- 16) *An Act to amend the Broadcasting Act and to make related and consequential amendments to other Acts*. Bill C-11, 44th Parliament, 1st sess. (as passed by the House of Commons, June 21, 2022), https://www.parl.ca/Content/Bills/441/Government/C-11/C-11_3/C-11_3.PDF (accessed Jan. 3, 2023).
- 17) Local News Research Project, *Local News Map Data, Dec 1, 2022*. <https://s35582.pcdn.co/wp-content/uploads/2022/12/LocalNewsMapDataDecember2022.pdf> (accessed Jan. 14, 2023).
- 18) 各地域における活動成果は、LJIの資金提供によって設置されているウェブページ「*The Community Media Portal* (<https://www.commediaportal.ca>)」で可視化されている。

関連・時系列表

(カナダ政府・議会の公式ウェブページならびにNHK『データブック世界の放送2022』などをもとに筆者が作成)

- 1932年** カナダで最初の放送法Radio Broadcasting Act of 1932成立、カナダ・ラジオ放送委員会 (Canadian Radio Broadcasting Commission = CRBC) が公共ラジオ放送事業と放送規制を兼務。
- 1936年** 放送法改正 (Canadian Radio Broadcasting Act of 1936)。CRBCを改組し、英国BBCをモデルとしたCBC (Canadian Broadcasting Corporation = 現行のカナダ放送協会) を設立。
- 1951年** マッセイ委員会 (Massey Royal Commission) による報告書が「アメリカの文化面での影響がカナダ独自の文化の成長にとって最大の障害である」と報じる。また報告書はカナダにおける商業放送開始に慎重姿勢をみせ、CBC体制を追認。
- 同年** CBCがテレビ放送開始。
- 1958年** 2回目の放送法改正 (Broadcasting Act of 1958)。放送管理委員会 (Board of Broadcast Governors = BBG) を設立してCBCの放送規制権限をこれに移譲。BBGは「カナダの放送はカナダ的な内容・性格であるべき」との基本原則を打ち立てる。
- 1959年** BBGが最初のカナダ産コンテンツ要件を策定 (実施は1961年)、テレビ放送時間の45%がカナダ的な内容・性格となるよう求めた。
- 1960年** カナダ最初の民放テレビ局CFMT-TVがトロントで開局、翌年9都市を結ぶCTVネットワークへと成長。
- 1962年** BBGがカナダ産コンテンツ要件を、18時から24時までの時間帯は40%に緩和。結果、米国产のテレビ番組が増加。
- 1967年** カナダで最初のケーブルTV実数調査、314システムの存在と51万強の契約者数が判明。
- 1968年** 3回目の放送法改正 (Broadcasting Act of 1968)。BBGを廃止して、「カナダ・ラジオテレビ委員会 (The Canadian Radio-Television Commission = CRTC)」設立。1976年にCanadian Radio-television and Telecommunications Commissionに改名し、電気通信も管轄するように。
- 1969年** CRTCが初めてケーブルTV政策を公表。ケーブルTVをカナダの放送制度の一部と位置付け、後の「放送配信事業 (Broadcasting Distribution Undertakings = BDU)」という考え方の布石となる。

- 1970年** カナダのケーブルTV世帯普及率が17%に。70年代末に80%を突破し、多量の米国産テレビ番組とコマーシャルがカナダに流入。
- 1971年** カナダ、世界初の多文化主義政策（Multiculturalism Policy of Canada）導入。民族・人種の多様性を尊重し、平等な社会の実現を目指す。
- 1975年** CRTCが、最初の公式なケーブルTV規制を公表（発効は1976年4月）。コミュニティ・チャンネルの設置を全てのケーブルTVに義務付け、事業収入の10%以上をコミュニティ番組制作の機材購入や施設維持のために確保するよう推奨した。
- 1978年** ユネスコが、旧植民地新興国群の不满を背景に「コミュニケーション問題国際委員会（International Commission for the Study of Communication Problems）」（＝マクブライド委員会）を立ち上げ。
- 同年** カナダでメディアリテラシー協会（Association for Media Literacy = AML）設立。
- 1980年** ユネスコが、マクブライド委員会報告書を受けて南北情報格差の解消を目指すが後年の米英両国離脱により挫折。
- 1982年** カナダ、1982年「憲法」法（Constitution Act, 1982）成立。英国自治領を脱する。
- 1987年** オンタリオ州の公教育でメディアリテラシー教育がカリキュラム化。
- 1988年** カナダ多文化主義法（Canadian Multiculturalism Act of 1988）制定、国家レベルで多文化主義法を持つ最初の国に。
- 1991年** 4回目の放送法改正（Broadcasting Act of 1991）。その第一章（総則）の中で、「国家アイデンティティと文化主権の維持発展のための公共事業」として、「コミュニティ分野（community elements）」を公共放送・商業放送と併記するが、具体的指針は示さず。一方で、CRTCはコミュニティ・チャンネルの維持費用のガイドラインをケーブルTV事業収入の5%に削減。
- 1997年** CRTCが、「放送配信事業についての新しい規制フレームワーク（New Regulatory Framework for Broadcasting Distribution Undertakings）」を公表。コミュニティ・チャンネル設置を必須要件から期待条項に変更。
- 1999年** アボリジナル・ピープルズ・テレビネットワーク（Aboriginal Peoples Television Network）設立、カナダ原住民のための多言語テレビ放送開始。
- 2003年** カナダ下院議会の民族遺産常任委員会が、報告書『我々の文化主権～第2世紀をむかえたカナダの放送～（Our Cultural Sovereignty: The Second Century of Canadian Broadcasting）』をまとめ、デジタル時代を迎えた放送政策の全面的な見直しを提言。

プラットフォーム時代の「コミュニケーションする権利」—カナダ放送法改正の動きをきっかけに—

- 2008年** カルガリーでコミュニティ・チャンネルの運営に携わったキャサリン・エドワーズが、「カナダ・コミュニティTV局・利用者協会 (Canadian Association of Community Television Users & Stations = CACTUS)」を設立、カナダ政府にコミュニティ・チャンネルの法的整備を働きかける。
- 2018年** プラットフォーム・ビジネスによる映像配信の隆盛が、カナダにおける放送法改正への議論を起こす。
- 同年** ローカル・ジャーナリズム構想 (Local Journalism Initiative = LJI) が発案され、カナダ政府 (民族遺産省) が計5,000万カナダドルの予算計上を確約。LJI資金を地域派遣ジャーナリストらに分配する「中間メディア組織 (intermediaries)」の一つにCACTUSが選ばれる。
- 2020年**
- 11月3日** 放送法・改正法案C-10 (An Act to amend the Broadcasting Act and to make related and consequential amendments to other Acts) が第43回カナダ議会第二会期に提出され2021年6月に下院を通過するも、議会選挙のため審議未了廃案に。
- 2022年**
- 2月2日** 放送法・改正法案C-11 (Online Streaming Act)、第44回カナダ議会第一会期に提出され下院で審議入り。
- 6月21日** 法案C-11が下院を通過し上院へ回付される。運輸通信常任委員会に付託され第1読会開始。
- 10月25日** 上院の運輸通信常任委員会が第2読会終了。
- 12月14日** 法案C-11、上院の運輸通信常任委員会を賛成49票、反対19票で通過。
- 2023年** 第3読会を経て上院本会議を通過すれば、下院本会議に再回付され最終審議へ。通過すればカナダ5回目の放送法改正となる。

参考文献・資料

飯野正子・竹中豊総監修、日本カナダ学会編『現代カナダを知るための60章（第2版）』（明石書店、2021年）。

上杉嘉見『カナダのメディア・リテラシー教育』（明石書店、2008年）。

NHK「テレビを読み解く カナダ・メディアリテラシーの取り組み」『ETV特集 メディアは今』（1998年放送）。

『カナダの市民とメディア～多言語・多文化と共に～』（市民とメディア調査団（カナダ）、2004年）。

鈴木みどり「メディア社会の倫理」『21世紀の倫理』（八千代出版、2004年）。

総務省「カナダ」『世界情報通信事情』（2019年）(<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/canada/pdf/011.pdf>、最終閲覧日2023年1月11日）。

平和弘「ニュース使用料に広がる法整備 メディア自身の改革こそ急務」『Journalism』389号（2022年10月）：17-22

永井道雄監訳、ユネスコ『多くの声、一つの世界』（日本放送出版協会、1981年）。

橋本晃『国際紛争のメディア学』（青弓社、2006年）。

水谷瑛嗣郎「『知識』の供給を持続可能に 求められる新たな評価指標」『Journalism』389号（2022年10月）：23-29。

Armstrong, Robert. *Broadcasting Policy in Canada*. Toronto: University of Toronto Press, 2010.

Bird, Roger, ed. *Documents of Canadian Broadcasting*. Ottawa: Carleton University Press, 1988.

Goldberg, Kim. *The Barefoot Channel*. Vancouver: New Star Books, 1990.

Liora, Salter, and Felix N.L.Odartey-Wellington. *The CRTC and Broadcasting Regulation in Canada*. Toronto: Thomson, 2008.

Lorimar, Rowland, Mike Gasher, and David Skinner. *Mass Communication in Canada*. Don Mills, Ontario: Oxford University Press, 2008.

Medoff, Norman J. *Electronic Media: Then, Now, and Later*. Burlington, MA: Focal Press, 2014.

Parliament of Canada. “An Act to amend the Broadcasting Act and to make related and consequential amendments to other Acts.” *LEGISinfo* (44th Parliament, 1st Session: Nov. 22, 2021 to present). <https://www.parl.ca/legisinfo/en/bill/44-1/c-11> (accessed Dec. 30, 2022).